

37
VII
32

調査資料一四五（国内調査25）

昭和二四、四、一一

小学校、中学校、高等学校の  
就学状況に関する調査

調査局調査課

目次

一、調査の目的及び方法 二頁

二、小学校の就学状況 五頁

三、中学校の就学状況 六頁

四、高等学校の就学状況 九頁

五、高等学校への進学状況 一一頁

（多田 征岡）

増田 49<sup>2</sup>

一、調査の目的及び方法

新学制実施後二年になるが、その就学状況に關しては、一部の概況（例えば当課の昭和二二年度新制中学校実施状況に關する実態調査の天例の如くである。教育調査・第九集参照）を除いては、正確に知られていない。そこで新制中学校の第二学年までが義務制となり、又新制高校が新たに発足した昭和二三年年度の小学校・中学校及び高等学校の就学状況を調査し、將來の参考に供しようとするものである。

勿論昭和二三年年度の学校基本調査の中で、「学龄児童及び学龄生徒調査」として小学校、中学校の就学率も取り挙げられているが、これは従来の文部省年報と同様に市町村長の編製した学簿に拠ることになつてゐる。原則としてすべての児童は学簿に記入されるのであるが、任所不定の者（例えば孤児、浮浪児）は記入されないであらうし、又「学校教育法施行規則」第三十一条の規定により「児童の居所が三年以上分明でないとき」は学簿から抹消されるのである。児童に教育を受けさせる義務はその保護者が負う（「教育基本法」第四条、「学校教育法」第二十条）のであるから、義務教育の就学率は学簿に拠つて見るのが安当であらう。

本調査では資料の關係で、これとは別に、国勢調査の年齢別人口を基として学齢該当者数をもとめ、それに対する在学者数の歩合を見るものである。即ち学簿に記入されない被災孤児、浮浪児等をも含めた就学率を検討するのであるから、文部省年報或いは学校基本調査のそれよりも低い率を示している。就学率算出は次の方法によつた。

(1) 入学該当者数

- A、昭和二二年一〇月一日現在の臨時国勢調査の年齢別人口（基礎資料一）を四月一日を基準とした満年齢に換算（基礎資料二）する
- B、Aによつて得られた数に生存率（基礎資料三）を乗じて、昭和二三年年度就学該当者をもとめる。

C、なお国勢調査に一般的調査費れ（地取回、年齢別配分せられない）、男二五六、六〇一人、女二六八、九二六人、計五二五、五二七人があるため、この中入学該当者を推算してもとめる。（Bの総人口中に占める%を調査簿に数に換算する）

D、BとCとを合わせて昭和二三年度就学率を算出する。

(2) 在学者数

昭和二三年五月三十一日現在学校基本調査の統計による。

基礎資料一 年齢（数え年）各才別人口（昭和二二、一〇、一現在、臨時国勢調査）

数え年	男	女	計
六才年	九九四〇三八人	九六八六二四人	一九六二、六六二人
七才	一〇二〇、二五七	一〇〇二、四三〇	二〇二二、六八七
八才	九三、四八七	九一、七七八	一、八五二、六六五
九才	八二、八二五	八一、四九五	一、六四三、二四八
一〇才	八一、九八三	七九、八五八	一、六一八、八四一
一〇才	九二、九九六	九〇、八八六	一、八三八、八三〇
一〇才	八九、〇〇七	八七、五七五	一、七六五、八五一
一〇才	九二、〇〇七	九〇、三六一	一、八二四、一二四
一〇才	八四、六四〇	八三、五九九	一、六八二、三九三
一〇才	八七、四五四	八五、四六三	一、七二九、二三九
一〇才	八九、三六九	八七、五三三	一、七六九、〇四二
一〇才	八五、九四六	八三、六〇四	一、六八八、〇四一
一〇才	八三、九三〇	八二、二〇三	一、六六一、七四八
一〇才	八三、九三〇	八二、二〇三	一、六六一、七四八

基礎資料二 月別出生数比率（昭和一一二年全国平均、内閣統計局人口動態統計）

一月	二月	三月	四月	五月	六月	七月	八月	九月	十月	十一月	十二月
二七・九・八	二二・〇	七・四	六・九	六・二	七・〇	七・六	七・九	八・一	八・五	六・九	三三・五
三三・五%											六六・五%

基礎資料三 次の年齢（満）まで生存する生存率（昭和一〇年四月一—二二年三月）（内閣統計局 生命表）

年齢	男	女	年齢	男	女
満五才	九九・三五二%	九九・三四三%	満一才	九九・七七四%	九九・七三二%
六才	九九・五四〇	九九・五四五	二才	九九・七六六	九九・六八四
七才	九九・六三九	九九・六四九	三才	九九・七三七	九九・五九四
八才	九九・七〇〇	九九・七〇七	四才	九九・六五七	九九・四五六
九才	九九・七三九	九九・七四〇	五才	九九・五二一	九九・三〇五
一〇才	九九・七六〇	九九・七四六	六才	九九・三六五	九九・一九三

二、小学校の就学状況  
 基礎資料によつて年齢別人口中昭和二三年度の満六才—一才の者の数を出すと次表の如くなる。

年齢	男	女	計
六才	一、〇〇九、九二〇人	九八四、五九三人	一、九八九、五一三人
七才	九五九、〇四七	九四一、八三八	一、九〇〇、八八五
八才	八六〇、八五三	八四六、四四九	一、七〇七、三〇二
九才	八二〇、一八四	八〇一、七二三	一、六二一、九〇七
一〇才	八九〇、七三八	八六九、六五三	一、七六〇、三九一
一〇才	九〇一、二七一	八八四、六〇七	一、七八五、八七八
計	五、四三七、〇一三	五、三二八、八六三	一〇、七六五、八七六

地域的に配分せられない一般的調査視れ級の中の満六才—一才の推定数は

性別	人数
男	三六、五九〇人
女	三五、八五一
計	七二、四四一

となる。この両者を加えた数が左の如く昭和二三年度小学校就学該当者である。

性別	人数
男	五、四七三、六〇三人
女	五、三六四、七一四
計	一〇、八三八、三一七

一方これに対する在学者数は次表の通りである。

学校種別	男	女	計
小学校	五四三六、二四六人	五三〇六、一一三人	一〇、七四二、三五九人
盲学校	九九五	五五九	一、五五四
聾学校	三〇一二	二、四四三	五、四五四
計	五四四〇、二五三	五三〇九、一一五	一〇、七四九、三六八

右の二つの数から小学校就学率をもとめると

男	九九・三九一%
女	九八・九六四%
計	九九・一七九%

と並び、不就学者の異数は八八、九四九人（男三三、三五〇人、女五五、五九九人）である。即ち何らかの理由で就学していない者及び学齡簿に記入されない者が約九万人近くあることを示している。なおこの就学率は学齡簿による就学率九九・六二%（昭和二年度—五年度平均、文部省年報）及び昭和二三年度学校基本調査の学齡児童数一〇、七五二、五二七人、就学率九九・六四%（男九九・六二%、女九九・六七%）、不就学者三八、六六〇人（以上未確定数）よりも低い数字を示している。

三、中学校の就学状況

中学校は昭和二三年度においては第二学年までが義務制で、第三学年はまだ義務制でないので就学率を見る場合には両者を別個に扱わなければならない。先ず義務制の第二学年までの入学該

当者数をもとめる為に、基礎資料より昭和二三年度満一二才、一三才の者の数を算出すると次の通りである。

満一二才	男	九〇八二五五人	女	八九一、八九三人	計	一、八〇〇、一四八人
一三才	男	八六九一八九	女	八五五九三二	計	一、七二五、一二一人
計		一、七七七、四四四		一、七四七、八二五		三、五二五、二六九

これに地域的に配分せられない一般的調査没れ数中の満一二才、一三才の推定数を加えると、左のようを昭和二三年度中学位第一、二学年就学該当者数となる。

男	一、九六〇人
女	一一、七五八
計	二二、七一八

中学校	男	一、七五七、三七六人	女	一、六九八、〇四二人	計	三、四五五、四一八人
盲学校		五七六		三一〇		八八六
聾学校		五八五		五一八		一一〇三
計		一、七五八、五三七		一、六九八、八七〇		三、四五七、四〇七

したがって就学率は左のようになる。

男	九八・二七五%
女	九六・五五〇%
計	九七・四二〇%

不就学者の実数は九一、五八〇人（男三〇、八六七人、女六〇、七一三人）である。昭和二三年度学校基本調査は生徒数三、四〇二、四六六人、就学率九九・三七%（男九九・四〇%、女九九・三三%）、不就学者二一、五六三人（以上未確定数）となっており、その差は小学校の場合よりも大きくなっている。このことは学師簿に記入されない者の数が、中学校就学該当者の数には、小学校就学該当者の数よりも多くあることを表わしているといえよう。なお男子の方が女子よりも幾分高い就学率を示していることは小学校と同様である。第三学年は義務制でなく、又就学該当年齢満一四才以上の者も相当数入学していることが推察されるけれども、該当年齢の者に対して何の位の割合が入学しているかを見ることにする。

昭和二三年度満一四才の者の数	男	八六二、八四三人	女	八四四、九八三人	計	一、七〇七、八二六
と一般的調査没れ数中の満一四才の者の推定数	男	五、八〇七人	女	五、六八六	計	一一、四九三

を加えた昭和二三年度中学校第三学年就学該当後付次の通りである。

計 男 八六八、六五〇人  
女 八三〇、六六九  
計 一、七一九、三一九  
これに対して第三学年在学者数は左の如くで

中学校	六九七、九〇〇人	六一七、六三一人	計 一、三一五、六二一人
盲学校	四〇六	二〇六	六一二
聋学校	二一七	二〇〇	四一七
計	六九八、六一三	六一八、〇三七	一、三一六、六五〇

したがって就学率は次の通りである。

男 八〇・四二五%  
女 七二・六五三%  
計 七六・五八〇%

勿論第三学年生の大部分は昭和二一年度以前の中等学校、国民学校高等科、青年学校に入学した者が昭和二二年度より新制施行に伴って新制中学校に移行されたものではあるが、女子の就学率が男子のそれよりも低いことが目立っている。

#### 四、高等学校の就学状況

高等学校は昭和二三年度より新たに施行されたが、その生徒の大部分は旧制の中等学校に入学していた者がそのまま移行したものであり、昭和二二年度における旧制中等学校第五学年の生徒

の一部は、昭和二三年度には旧制の尚等学校、専門学校、大学予科等へ進学しているものである。又該当年齢を越えた者が相当数入学していることも考えられる。したがって昭和二三年度の就学率を直ちに将来にあてはめるわけには行かないことはいうまでもない。昭和二三年度満一五才一七才の者は次表の通りである。

満一五才	八八四、二三七人	八六三、七〇四人	計 一、七四七、九四一人
一六才	八六一、七五八	八四三、三三八	一、七〇五、一〇六
一七才	八三八、一七五	八二〇、三三二	一、六五八、五〇七
計	二、五八四、一七〇	二、五二七、三六八	五、一一一、五三八

これに地域的に配分せられない一般的調査現れ数中の満一五才一七才の推定数

男	一七、三九一人
女	一七、〇〇四
計	三四、三九五

を加えると、左のような昭和二三年度高等学校（第一―三学年）就学該当者数となる。

男	二、六〇一、五六一人
女	二、五四四、三九八
計	五、一四五、九五九

これに対して在学者数は次表の如くである。

高等学校	七二九〇九三人	計	一、一八六、三三九人
旧制中等学校	二、三八四	計	八、四〇〇
盲学校	九三二	計	一、二六八
聋学校	三三一	計	六、四〇〇
計	七三二、七四〇	計	一、一九六、六四七

したがって就学率は左のようになり

男 二八・一六五%  
女 一八・二三二%  
計 二三・二五四

男女の差はさらに大きくなっている。

五、高等学校へ進学状況

高等学校の就学率によつて該当年齢者の中何の位の者が在学しているかを知つたが、更に昭和二三年度に中学校卒業業者の中、何%が高等学校へ進学したかを検討しようと思ふ。

先ず昭和二三年度新制中学校第三学年生徒数は次の通りである。  
男 五五五、三三二人  
女 四八五、〇〇四  
計 一、〇四〇、三三六 (昭和二二年五月三十一日現在「統計速報」)  
この数字は五月三十一日現在であるから、六月より翌年三月末迄の一〇ヶ月分の死亡率を乗じて

差し引いたものを一応昭和二三年度新制中学校第三学年卒業者と見做せば次の如くなる。

男 五五三、七四四人  
女 四八二、八〇七  
計 一、〇三六、五五一  
これに対して昭和二三年度新制高等学校第一学年の生徒数は  
男 三六三、五九六人  
女 二五三、二六一  
計 六一六、八五七  
であるから、進学率は

男 六五・六六一%  
女 五二・四五六%  
計 五九・五一一

となる。しかしながら前にも述べたように、昭和二三年度の生徒は旧制中等学校の生徒でそのまま移行した者が大部分を占めていることから考へて、この%をもつて将来を推定することはいふまでもない。また旧制度における中等学校への進学率と対比することも適當でない。そこで新制高等学校第一学年の生徒数の就学該当年齢者級に対する比率(即ち就学率)と、旧制度における新制高等学校第一学年即ち第一〇年次に相当する学年の就学率とを比較して、右の進学率を検討することとする。先ず新制高等学校第一学年就学該当者数は、満一五才の者

男 八八四、二三七人  
女 八六三、七〇四  
計 一、七四七、九四一

と地域的に配分せられない一般的調査洩れ数中の第一五才の推定数

男	五、九五一人
女	五、八一二人
計	一一、七六三人
とを加えた	
男	八九〇、一八八人
女	八六九、五一六
計	一、七五九、七〇四

である。これに対して在学者数は前掲の新制高等学校第一学年生徒数と、昭和二三年度において  
もなお残存せる旧制中等学校該当年次の者の数三、六二一人(男六〇七人、女三、〇一四人)へ  
新制高等学校へ切り換えられ、ば全部移行していたものとして)とを加えたものを当てること  
の通りである。

男	三六四、二〇三人
女	二五六、二七五
計	六二〇、四七八
したがって就学率は	
男	四〇・九一三%
女	二九・四七三%
計	三五・二六〇%

一方旧制度における第一〇年次に相当する者としては、国民学校初等科修了を入学資格とする  
中等学校の第四学年正と、国民学校高等科修了を入学資格とする中等学校の第二学年生とがある。  
昭和二二年五月三十一日現在でその生徒数は次の通りである。

初修中等学校第四学年生徒数	男	二二八八五人	女	二二一〇九六人	計	四四九九七人
高修中等学校第二学年生徒数	男	五〇八四九	女	五二七九五	計	一〇三六四四
計		二七九七〇〇		二七三八九一		五五二、五九一

これに対して第一〇年次に当る年齢満一五才の者の昭和二二年年度の数は、地域的に配分せられ  
ない一般的調査洩れ数中の推定数をも加えて、

男	八七一、七三三人
女	八五四、九六五
計	一、七二六、六九八
である。したがって就学率は	
男	三三・〇八六%
女	三一・九一八%
計	三二・〇〇三%

となる。(青年学校は除外する)この両者を比較すると第一〇年次において就学する歩合は全体としては前者の方が高い。男女それぞれにおいては前者は男子が高く、後者は女子が高く、このことは新制中学校と新制高等学校との間に一段階があること、新制高等学校には定時制が設けられて就学の機会が与えられていること、新制中学校と高等学校を推算すれば六箇年になること等の旧制度と異なる点があるから、一概には言えない。しかしながら旧制度において中等学校の大部分を占める国民学校初等科修了を入学資格とする中等学校で、女子のそれには四年制のものが相当数あつたこと、例えば昭和二二年五月現在旧制中学校、高等女学校の第四、五学年生徒数は次の如く

中学校

第四学年	一三八三二二人	五四・〇三%	第四学年	一九〇七四七人	六三・九六%
第五学年	一一七六九五	四五・九七%	第五学年	一〇七四七八	三六・〇四%

高等女学校

高等女学校の第五学年生徒数の減少が目立つてゐることから考えて、新制高等学校は男子にとつては一年間の延長に止まり、女子にとつては二年間の延長になる場合が多いのである。これが全体としては第一〇年次の就学率は高くなつてゐるにも拘らず、女子は却つて低下している理由の一つであろう。このようにみてくると初めに述べた新制中学校から新制高等学校への進学率男子六五・六%、女子五二・四%という男女間の関係は将来も持続することが予想されるが、昭和

一四年度より新制中学校の第三学年まで義務制となり生徒数の増加の爲に、進学率全体の低下することもあるであろう。

